

答 申 第 239 号

平成18年9月11日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年1月4日付け健指第1292号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年12月1日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

平成17年11月24日付け健指第1133号

平成17年11月24日付け健指第1134号

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年11月24日付け健指第1133号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け健指第1134号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 平成17年10月19日及び平成17年11月1日付け「あき子ホットライン」の調査を県知事から指示された保険指導課が鋸南町の国の国民健康保険特別調整交付金の不正受給に加担していたため、調査をせず、放置しているのを、県職員が黙認しているはずはない。何かしら文書があつて当然である。

イ 鋸南町が国の国民健康保険特別調整交付金を不正受給していたとして監査請求された記事が安房地方の朝刊で報道され、国にも知られているのに、保険指導課が上記アの対応をしているのを県職員が黙認しているはずはない。何かしら文書があるはずだ。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 行政文書不開示決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年10月26日付けで「別添H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課〇〇副課長が市町村課で鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査しようとするのが許される根拠についてわかる書類（健指分）」の行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）を、平成17年10月27日付けで「H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課（〇〇課長、〇〇室長、〇〇〇副主幹、〇〇室長、その他同課の）職員が、市町村課にある鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査し違法行為を確認しないのが許される根拠についてわかる書類（健指分）」の行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る請求書には「(健指分)」と表記されていることから、千葉県健康福祉部健康福祉指導課（以下「健康福祉指導課」という。）

が保有する行政文書について請求を受けたものと解釈し、文書の存否について調査を行ったが、該当する行政文書は作成又は取得していないため、本件決定を行った。

(2) 不開示の理由について

開示請求書の收受時において、異議申立人に確認したところ、本件請求1の「即時調査しようとししないのが許される根拠についてわかる書類」、本件請求2の「即時調査し違法行為を確認しないのが許される根拠についてわかる書類」とは、別添H17.10.19付あき子ホットラインファックス中、1、の後段に記載した「過去に適正と判断」した関係行政文書であるとのことであった。

H17.10.19付あき子ホットラインファックス中、1、の後段に記載した「過去に適正と判断」とは、鋸南町の「国民健康保険調整交付金」について県保険指導課は、「過去に適正と判断され国に報告しているので調査しない」との部分であるが、健康福祉指導課では国民健康保険調整交付金に関する事務を所掌していない。

したがって、本件請求1及び本件請求2の対象行政文書である「過去に適正と判断」した関係行政文書は作成又は取得していない。

(3) 異議申立ての理由について

健康福祉指導課では国民健康保険調整交付金に関する事務を所掌しておらず、「何かしら文書がある」との主張は理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人が、実施機関に対し本件請求を行ったところ、実施機関は、行政文書開示請求書に「(健指分)」と表記されていることから、健康福祉指導課が保有する行政文書を対象とした開示請求であると解釈し、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していないとして、本件請求1に対して本件決定1を、本件請求2に対して本件決定2を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。実施機関は、健康福祉指導課では国民健康保険調整交付金に関する事務を所掌していないため、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明する。

確かに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務は、千葉県組織規程（昭和33年千葉県規則第68号）によれば、保険指導課が所掌しており、健康福祉指導課が所掌する事務ではないことが認められる。

したがって、健康福祉指導課が、国民健康保険調整交付金に関する事務を所掌していないと説明し、また、同課が保有する行政文書中に、異議申立人の請求の趣旨を満たす文書の存在も確認できないことから、実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、

本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 1. 4	諮問書の受理
18. 2. 13	実施機関の理由説明書の受理
18. 7. 18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年7月18日現在)